

日時：令和7年1月16日（木）15：00～16：30

場所：三豊市役所危機管理センター 201・202 会議室

1. 開会

事務局 司会	<p>本日は、お忙しいところ三豊市成年後見制度利用促進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日進行を務めます、三豊市地域包括支援センター社会福祉士の池田と申します。定刻がまいりましたので、只今から「令和6年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>はじめに原田委員、仁井委員におかれましては、欠席の連絡を受けております。また、熊川委員におかれましては、他の協議と重なったため、高木恵子様に代理でご出席いただいております。よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで本日の委員の出欠状況を確認いたします。委員総数12名のうち、出席委員10名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。それでは、会議に先立ちまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">四国学院大学</td> <td style="width: 10%;">西谷</td> <td style="width: 10%;">清美</td> <td style="width: 10%;">様</td> </tr> <tr> <td>香川県弁護士会</td> <td>秋月</td> <td>智美</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊・観音寺市医師会</td> <td>大塚</td> <td>智丈</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉士会</td> <td>三瀬</td> <td>誠</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市民生員児童委員協議会連合会</td> <td>前田</td> <td>昭文</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市社会福祉協議会</td> <td>小野</td> <td>敬二</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市社会福祉協議会</td> <td>嶋田</td> <td>真理子</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉協議会</td> <td>十河</td> <td>真子</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三豊市介護サービス事業者協議会</td> <td>筒井</td> <td>達也</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>三観地域自立支援協議会 代理</td> <td>高木</td> <td>恵子</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>高松家庭裁判所首席書記官（オブザーバー）</td> <td>松岡</td> <td>正樹</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>高松家庭裁判所観音寺支部庶務課長（オブザーバー）</td> <td>緒方</td> <td>慎也</td> <td>様</td> </tr> </table> <p>続きまして事務局より自己紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三豊市健康福祉部長 田中 ・三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課長 内田 ・三豊市健康福祉部介護保険課長 組橋 	四国学院大学	西谷	清美	様	香川県弁護士会	秋月	智美	様	三豊・観音寺市医師会	大塚	智丈	様	香川県社会福祉士会	三瀬	誠	様	三豊市民生員児童委員協議会連合会	前田	昭文	様	三豊市社会福祉協議会	小野	敬二	様	三豊市社会福祉協議会	嶋田	真理子	様	香川県社会福祉協議会	十河	真子	様	三豊市介護サービス事業者協議会	筒井	達也	様	三観地域自立支援協議会 代理	高木	恵子	様	高松家庭裁判所首席書記官（オブザーバー）	松岡	正樹	様	高松家庭裁判所観音寺支部庶務課長（オブザーバー）	緒方	慎也	様
四国学院大学	西谷	清美	様																																														
香川県弁護士会	秋月	智美	様																																														
三豊・観音寺市医師会	大塚	智丈	様																																														
香川県社会福祉士会	三瀬	誠	様																																														
三豊市民生員児童委員協議会連合会	前田	昭文	様																																														
三豊市社会福祉協議会	小野	敬二	様																																														
三豊市社会福祉協議会	嶋田	真理子	様																																														
香川県社会福祉協議会	十河	真子	様																																														
三豊市介護サービス事業者協議会	筒井	達也	様																																														
三観地域自立支援協議会 代理	高木	恵子	様																																														
高松家庭裁判所首席書記官（オブザーバー）	松岡	正樹	様																																														
高松家庭裁判所観音寺支部庶務課長（オブザーバー）	緒方	慎也	様																																														

	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市地域包括支援センター長 大西 ・福祉課、地域包括支援センター社会福祉士 野島、池田、山中、田中 ・建築住宅課（オブザーバー） 松岡 <p>なお、今回の会議は議事録を作成いたします。議事録については、三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますが、資料に添付しております『ケース概要』に関することは一部非公開としますので、ご了承の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は公開するものとなっており、傍聴者の受付をしましたが、現在、傍聴者はいらっしゃらないことを併せて報告いたします。</p> <p>会長、副会長につきましては、会長に西谷委員、副会長には秋月委員についていただいております。西谷会長、秋月副会長どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
--	--

2. あいさつ

西谷会長	<p>西谷です。今年度も皆さんのお知恵やご経験をご発言いただき、実りの多いものにしたいと思います。本日は議題が3つほどございます。それぞれ地域福祉というところから考えていくと、この地域の一体的支援というところの中で、やはり成年後見制度の促進に関する審議も、取り行われていくだろうと思ひながら、一方ではまだまだコロナやインフルエンザが蔓延しており、私の周りの学生たちや同僚たちも感染し、授業がなかなかおぼつかないというような状況になっています。しかし、そういった状況の中でも私たちのネットワークや地域の組織化、あるいはつながりや連携ということを考えていかなければなりません。そうするとウィルスの例えになります。これも伝染し広がっていますが、コミュニケーションしていると例えられると思ひます。もちろん感染症にはなりたくないですが、「それやこれといった支援が、あの地域・この地域など、別の地域の支援につながっていく」というように、いいコミュニケーションとして広がり、伝染していき、私たち一人ひとりがしっかりとつながって、それがまちづくりになっていくことを祈ります。今日も最後までよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 司会	<p>ありがとうございました。それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長による議事進行となっておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>

3. 議題

西谷会長	<p>早速、審議会資料に沿って進行してまいります。</p> <p>協議事項（1）成年後見制度利用促進に関する取り組みについて説明をお願いします。</p>
------	--

協議事項 (1) 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

・地域連携ネットワーク

① 広報機能 ② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整) ④ 後見人支援機能

事務局

事務局 野島です。資料は3ページです。三豊市の総人口は令和6年4月現在61,087人となっています。高齢化率は36.9%であり、今後も高齢化は伸展することが予想されております。本市の成年後見制度利用促進計画については、三豊市地域福祉計画と、令和6年3月に策定しました高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の中に位置付けております。資料1をご覧ください。

三豊市の第9期介護保険事業計画は、三豊市地域福祉計画の分野別計画に位置づけられております。本市は65歳以上人口に関しましては、減少傾向に差し掛かっておりますが、75歳以上人口に関しましては、高止まりの状況が続く状況となっております。4ページをご覧ください。高齢者人口の高止まりがみられる中で、高齢者世帯の状況は、高齢者単独世帯と夫婦のみ、高齢者のいる世帯を合わせますと51.2%と全世帯の半数以上となっております。5ページには高齢者の内、介護保険の要介護認定を受けておられる方の約6割の方に認知症がある状況となっております。6ページには、本人が抱えている疾病の1位を占めるのが認知症となっております。7ページ下部の成年後見制度の認知度に関しては、前回調査より少し高まっていますが、全体の4分の1程度であり、市民へのさらなる周知が課題となっております。

それでは、今年度の取り組みについてご報告いたします。

① 広報機能

成年後見制度等権利擁護に関する広報として、チラシを市内の医療機関、薬局、商業施設、金融機関等、約150カ所に設置しております。

金融機関や医療機関にチラシを設置する際には、直接職員が出向いて説明しチラシの設置を依頼しています。その際、現場の職員の方と意見交換を行い、困りごとや心配な方の相談など連携につながる場合もあります。

また、出前講座として地域包括支援センターの専門職がサロン等の集まりに出向き、成年後見制度や権利擁護に関する講話や認知症の理解に関する講座も行っております。今年度は、成年後見制度に関する啓発セミナーとして、司法書士の上内先生による講座を開催しました。幅広い年代の方の参加があり、アンケートから「また聞きたい」「身近な課題だと感じた」「難しい話だったが、逃げられない、考えなければならない」というような意見がありました。今後も引き続き開催を検討しています。

② 相談機能

4ページをご覧ください。三豊市の成年後見制度の利用状況ですが、65歳以上の方と65歳未満の方を合わせて118名となっております。うち高

齢者は72名となっています。介護保険利用者の内認知症を患っておられる方は、2,695人いらっしゃり、これを成年後見制度の利用者数と比較すると2.6%となります。成年後見制度に関する相談件数は、年度によって多少ばらつきがありますが、最近では伴走しながら繰返し支援や助言を必要とするケースが多くなっている傾向です。その為、延べ件数は増える状況となっております。また、虐待と関連する事案等、複合する課題が多くあるケースが増えているとも感じております。次に後見人支援として、本人の財産がなく本人から報酬が得られないという場合には、報酬助成の実施を行っています。昨年度は14件報酬助成を行いました。

② 成年後見制度利用促進機能（受任者調整）

成年後見制度利用促進の受任者調整機能について、池田より説明いたします。第2期基本計画では成年後見制度の運用改善として、家庭裁判所と地域の関係者等の連携により、本人にとってメリットを実感できる後見人の選任や状況に応じた後見人の交代の実現、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりということも示されています。この実現に対して三豊市中核機関では、受任者調整会議を実施しています。参加メンバーはかがわ後見ネットワークから弁護士、司法書士、社会福祉士と県、市の社会福祉協議会、福祉課、介護保険課の担当者が出席しケース検討を行います。ケースに応じた候補者団体を決め、その団体を推薦するという形をとっています。この会議によって本人に適切な候補団体を家庭裁判所に伝えることや、参加団体同士で顔を合わせることで、その後の相談やチーム支援が円滑に行われる関係が形成されていくものと思っております。受任者調整会にかけるケースは、市長申立に限らず、親族申立であっても後見人等の候補者となる親族がいない等の相談があった場合も受け付けています。

本日は、受任者調整会で候補者を決めたケースについて、調整会議ではどのように候補者を選定したかの大きな流れやイメージを共有し、会議の持ち方や選任方法について、ご意見やアドバイス等があればこのあといただけたらと思っております。

（ケース概要省略）

③ 後見人支援機能

福祉課の山中です。後見人支援機能として、専門職からの助言を受ける場を中核機関で設定した事例について報告します。ケース会の出席者は相談支援機関として相談支援専門員、香川県社会福祉士会の社会福祉士、そして福祉課となっております。資料には後見人とありますが、この相談は主に相談支援専門員のサービス調整についての社会福祉士からの相談、助言で対応したため後見人の参加はありません。訂正させていただきます。

（ケース概要省略）

利用促進支援機能や後見人支援機能等の事例を通し、成年後見制度利用促進に関する課題として、市民や医療・介護・福祉関係者等への制度を周

	<p>知が不十分であると捉えています。制度そのものへの理解や制度を知っていても、制度の内容についての正しい理解を得られていない場合があるため、多角的に周知する必要であると考えています。また、身寄りがない方の施設入所の際に、成年後見制度の利用を求められることや後見人への支援体制についても課題があると考えております。事務局からの報告は以上です。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ここまでで委員の皆さんの方からご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、私より質問させていただきます。先ほどの三豊市の状況や取り組みの中に、9月25日、1時間ほどの成年後見制度に関する啓発セミナーが開催され、20名の参加があったということですが、今後、このようなセミナーを小さくていいのですが、各地区に情報が届くような形で、年に1回ではなく、開催数を増やしていくご予定や計画があれば教えていただきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>市全体の講演としては、成年後見制度に関する啓発セミナーを年1回、9月認知症月間に合わせて実施しました。今後も継続を検討しています。また、小規模なセミナーについては、出前講座等で対応しています。こちらはサロンや地域の集まりから、依頼があれば随時、社会福祉士等の専門職が直接出向いて成年後見制度や認知症について説明しております。年1回の市全体の講演は継続し、幅広い年代に受けていただくことを想定し実施を検討していますが、回数を増やすことについては状況を見ながら判断していこうと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。先ほどの受任者調整会議のケース報告について確認させてください。</p> <p>(ケース内容のため省略)</p>
西谷会長	他に質問はありませんか。
十河委員 (県社協)	<p>成年後見そのもののことではないのですが、市からご説明いただいた介護保険事業計画、高齢者福祉計画で、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が、香川県全体でも平成12年からの経年で見ると増加してきていると思ひます。他の市町でも共通していると思ひますが、このような状態になると、市の中でも成年後見制度だけではなく、その他の対応も含めて、今後想定される課題や、それに対してどのような対応が必要かということをお聞きできたらと思ひます。もう一点、先ほどの受任者調整の報告の中で、社会福祉士会ぱあとなあへの受任依頼も多かったと思ひますが、社会福祉士会三瀬委員に、ぱあとなあの方に寄せられる相談状況や今の受任体制について教えていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
三瀬委員 (県福祉士会)	<p>ぱあとなあは、約100名が研修を受け名簿登録をしています。実働者は、70名ほどです。受任依頼はとても多い状況です。社会福祉士の場合</p>

	<p>は、ほとんどの方が他の仕事と兼務されているため、受任の受け皿が少なく、依頼をいただいても受任できず差し戻しさせていただくケースも最近増えてきました。また、司法書士のリーガルサポートの方に少し空きがあるという状況を伺っていましたので、「そちらの方をお願いしてはどうでしょうか。」と戻したこともあります。現状、ばあとなあでも人材養成はしていますが、年によって一度に研修受講者や後見受任者が増えるということではなく、今はなんとか対応しているような状況にあります。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>
秋月委員 (県弁護士会)	<p>お世話になっております。話は変わりますが、3ページの広報機能の報告を受けて、1点目、市内の金融機関等に足を運んで、お話をしたら相談につながるケースもあったということですが、どういう相談に繋がってきているのか教えていただけたらと思います。2点目、受任調整の話が出ていますが、三豊市では受任者調整会議は必要性があると認めた時に行われているというふうに思います。また、親族の申立てであっても行うということで、幅広く受任調整をしているようですが、現在の開催頻度や今後このままで進めていけそうかななどについてお聞かせいただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。金融機関等への訪問ですが、相談支援する中で「金融機関から成年後見制度を勧められたから」と相談に来られる方もいます。その為、金融機関にも相談窓口の周知に協力いただくことと、成年後見制度利用以外の選択肢もあることを含めた周知をしております。</p> <p>訪問しますと銀行から、「何回も通帳を再発行しに来る」「気になる高齢者がいる」「年金支給日に全額引き出す」「きちんと使えているのだろうか」などの相談があります。行員の方は地元に着されていて、お客様のことをよく知っている方もおられます。また、包括の方にどのようなつながりのがいいのかと気になっていたという意見もあります。相談があったケースについては、地区担当の社会福祉士、保健師で高齢者訪問として対応します。訪問すると、通帳の管理だけではなく、生活が乱れてきているとか、介護が必要であるなど総合的な見立てにより支援を行います。包括では関りがなかったケースを把握できるようになっています。</p> <p>次に、受任者調整会議についてですが、三豊市では、定期開催ではなく随時必要なケースについて開催しています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>
小野委員 (市社協)	<p>先ほどの広報機能で市内の金融機関で年金の出し入れとか通帳の管理のお話の部分で、金融機関は情報機能として重要なところだと思っています。もう少し詳しくお伺いしたいのですが、資料の中にある『市内金融機関・商店等』の商店等とは、金融機関以外で例えばどういう店舗や業態があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。商店等につきましては、市民の方が利用される</p>

	<p>マルナカやマルヨシなどのスーパー等に、設置のお願いをしております。日常の買い物のついでに情報に触れていただければと他の介護予防のチラシなどと一緒に設置を依頼しています。商店に依頼する際にも、店員の方から「気になる高齢者がいます。」と情報提供をいただくこともあります。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他ご意見等ありましたら、ご発言お願いします。</p> <p>次の議題に進めてまいります。協議事項 (2) 市民後見人養成状況について、三豊市社会福祉協議会の嶋田委員をお願いします。</p>
協議事項 (2) 市民後見人養成状況について	
嶋田委員 (市社協)	<p>三豊市社協の嶋田です。市民後見人の養成状況についてご報告させていただきます。資料は5ページです。市民後見人の養成状況について、参考資料を配布しておりますが、皆さんご承知の通り、市民後見人は弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等です。市民後見人は成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要があるということで、三豊市より令和2年度から委託を受け市民後見人養成講座を実施しているところです。次に7ページ目です。現在10名の市民後見人の養成講座修了者のうち、8名の方が日常生活自立支援事業や生活支援員または法人後見支援員として活動をされています。令和6年度のフォローアップ研修については、三瀬社会福祉士会をお招きし、8月に実施をしました。次回は2月に実施予定となっております。また今年度は市民後見人第1号誕生のための具体的な手続きなどを進めてまいりました。</p> <p>次に、支援員の活動実績についてですが、令和6年11月までに延べ62件の支援回数があります。また、令和6年8月には、社協の法人後見から市民後見への移行について、先ほどお話のあった受任者調整会議の中で検討がなされ、市民後見人への移行でいいのではないかという話になりましたので、令和6年10月に社協が辞任しまして、類型は保佐になるのですが市民後見人が選任され、令和7年1月に保佐監督人として社協が選任されている状況です。続きまして資料9ページをご覧ください。こちらが三豊市で1番目の市民後見人になられたSさんです。こちらの記事は広報にも掲載予定になっていますので、Sさんのことも皆さんに知っていただきたく、記事を読み上げさせていただきます。</p> <p>～市民後見人の声～活動にあたっての思い～ (資料読み上げ)</p> <p>Sさん自身は、これまでケアマネジャーのご経験があり、現在も介護技術</p>

	<p>の指導者もされ、加えて地域でサロン活動を運営されたり、多方面で積極的な地域福祉活動に励まれている方です。被保佐人の方は現在施設入所をしていますが、もともとお話が大変好きな方でしたので、毎月のSさんの面談を楽しまれている様子です。また、Sさんは 市民後見人としてのケース以外にも法人後見支援員としてもう1件担当をしてくださっています。</p> <p>今後の課題として、令和2年度から市民後見人の養成及びフォローアップを三豊市社協の方で実施してきた中、養成から市民後見人の誕生まで時間を要したというところでは、やはり在宅で生活している被後見人等のケースを受任することは負担が大きく、そうすると施設入所の方を市民後見人の受任ケースとして検討したときコロナ禍等で、多くの施設が面会を実施していない、できないという状況が長く続いたことから、市民後見人への移行が思いのほか進まず時間を要する結果となりました。また、さまざまなケースを市民後見人への移行ケースとして検討したときに、被後見人等の不動産管理や親族との関係に課題がある方については、市民後見人のケースとして受任移行することは難しく、移行できるケースが限られてしまうといった課題があります。</p> <p>そして次に養成講座受講者、登録者の活躍についてですが、これまでに三豊市社協は職員が支援員も兼ねて支援することが多く、地域の担い手の方への支援について、なかなか積極的にはできていませんでした。しかし養成講座がきっかけで、本人に身近な地域の方が日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として携わり、活躍する姿を地域の方に知ってもらうということは、個別支援からの地域づくりの取り組みにつながると感じています。</p> <p>また、ご本人にとっても支援員が寄り添った関わりをしてくれることで、身近な存在となっているケースも複数あります。そして活動する方にとっても、引き続きやりがいを感じてもらえるように、社協としてもバックアップしてまいりたいと思います。</p> <p>今後として、法人後見を担っている職員も限られておりますので、ニーズに対応していくためにも人材の確保や育成、バックアップできる組織体制の構築についても厳しい財源も含めて続けて検討していく必要があると感じております。また、来年度は第2期目の市民後見人養成講座を実施する予定ですので、引き続き関係機関の方々のご協力をいただきながら実施していきたいと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。委員の皆さんからのご質問、ご意見等いかがでしょうか。</p> <p>私からお伺いしたいと思います。私は三豊市や観音寺市で暮らしたことがないのですが、私自身が持っている三豊市や西の方の印象は、地域性や地域の慣習が影響しやすいのではないかと感じます。どういうことかといいますと、例えばこの地域の中の同じ住民同士で、支援される人、支援する人とに別れる。市民後見人が増えるということは、同じ地域の中に、支</p>

	<p>援する後見人と支援を受ける人がいる。その、支援する人、される人との関係がちょっと難しい地域じゃないかなと思っています。家の事情を第三者に話し、どなたかに来ていただいて、SOSを受け止めていただくというのが、ちょっと難しい地域なのではないかという思いがあります。もしそうだとすれば、市民後見人がどんどん活躍されることはとてもいいことなのですが、支援される側になった方へ、どんなふうにそれを届けていくのかという課題が、もしかしたら出てくるのではないかと、もう出ているのか。そこを中核機関、例えば三豊市社協さんがどのように、うまく地域住民をつないでいくのかをお聞きしたいと思います。</p>
<p>嶋田委員 (市社協)</p>	<p>ありがとうございます。被後見人や日常生活自立支援事業の利用者であっても、始めは少し不本意であった方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり関係性をつくっていく中で、基本的に皆さん受け入れてくださっていると思います。一旦受け入れをしてくださった方は支援者を信頼して下さっているのです、社協の職員だとしても市民後見人や生活支援員だったとしても受け入れして下さる状況ではないかと思っています。それから、支えられる側と支える側に対して、支えられる側が一步下がっているような現状も少なからず感じることはありますが、そこはやはり本人のことを代弁することも私たちの仕事だと思っているので、地域との何か関わりが必要なことがあれば、「実はこういういいところがあるのですよ。」「こういうことで実は困っている。」「本当はこういうことができるのですよ。」というところを丁寧に話していくしかないのかなと思います。</p>
<p>西谷会長</p>	<p>他の委員の方がいでしょうか。</p>
<p>十河委員 (県社協)</p>	<p>今の話に関連しているところで、私は高松市で仕事をしており、県の東の方でも仕事をする機会もあり、そちらの住民の方とも接する機会もあるのですが、市や比較的大きな規模の自治体と人口規模の小さい町とを同じように市民後見人の活動を進めていくことは容易ではないと思います。特に中讃圏域の町の行政の方や社協の方からは、支援する側とされる側とが身近すぎると、後見人は家の中やお金のことなどプライベートな情報を扱うようになるため、顔見知りや親しい方であると本人もやり辛いということもあるのではないかという意見は出ています。それが地域性なのか、もともとその自治体や地域の規模によるものなのかはわかりませんが、このような課題に対し、市民後見人の活躍の場を各市町としてではなくもう少し広い範囲で行えないかということが今、香川県内の市町でも課題として出ています。隣町や近過ぎない関係での市民後見人の活躍をどう支えるのかということが出てきているので、三豊、観音寺もそうですし、もしかすると将来的に人口がもっと減ってくると想定した時に、三豊と観音寺合同で、養成や活動の支援をする等、これからの人口規模や距離などに合わせて考える必要があると思います。</p> <p>支える側、支えられる側という、固定した形で一方的に何かされるだけ</p>

	<p>の存在ということではないと思いますので、先ほど嶋田委員が言われたように、支援を受けている側の人々が逆に支援をしている人を元気づけたり、双方向のやり取りができることが、市民後見人の本当に丁寧な関わりの中にあると思います。そういう意味で市民後見人の活動というのは、担い手をカバーする以上の意味を行政や社協、私たち自身がしっかり認識した上で進められたら良いと感じます。香川全体の認識としてもそうした市民後見人について課題認識はある上で、これからも進めたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>
秋月委員 (県弁護士会)	<p>違った観点からなのですが、一点目、社協が辞任して市民後見人に代わったというところで、今回の計画にも出ているところですが、交代にあたって困ったことや努力、工夫したことがあれば教えていただきたいです。二点目、社協側の視点、市民後見人側の視点と、本人側の視点で、長年社協が関わってきたケースが、今市民後見人として輝いているSさんに、うまく引き継げた秘訣を教えていただけたらと思います。</p>
嶋田委員 (市社協)	<p>ありがとうございます。一番苦勞するのは事務的なところですが、社協の事務所が山本町にありますので、基本的にはそこをベースにして本人の支援や、入所先などの施設に行ってもらっていますが、支援経過の記録を入力するには再び支所に戻っていただき、その端末等を使って入力してもらわなければなりません。これは社協の都合になりますが、ハード面のフォローにも時間がかかります。市民後見人にも私たちが使っているシステムを覚えてもらう必要があるのですが、その対応が大変であることや、他には市民後見人へ保険をかける時の保険会社とのやり取りにも時間がかかります。保険料についても、市民後見人が多ければ保険の金額等も下げられるかもしれませんが、数が少ないので、相応の保険内容となり、費用もかかります。それから、社協が監督人として支えフォローをしていますが、今後、報酬は市民後見人に入っていきますので、社協としては財源的に見るとマイナスになってしまうところがあります。もちろん、市民後見人の活動は、とても大切に素晴らしいことだと思いますが、実際組織の運営を考えた時に、これまで社協の活動として報酬を得られていたものが、市民後見人の報酬になっていくので、そこもある意味、見方を変えると課題になるかと思っています。</p> <p>本人との関わりについては、Sさんがもともと専門職の方でとても上手に対応してくださるので、支援員からスタートして、市民後見人になっているような形ですが、支援員の時から本人もSさんを気に入って、たくさんお話しされたり、認知症の方ではあるので、同じ話を繰り返されるのですが、いつも嬉しそうに待ってくださっているので、良かったなと思います。私たちが気付かない視点もSさんが気づき。「最近こうだよ。」と教えてくださるので、私自身はすごく勉強になる面もあると思っています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>

	<p>市民後見人は社会福祉協議会でバックアップするという。それで全く問題はないのですが、よくあるのが、そこで養成されてそこでバックアップされると、ある人は養成されたところとは違う方針を持たれる場合があると思います。例えば支援の仕方やあり方だとか、哲学的なところの意見が食い違ってくるということも、もしかしたら市民後見人がもっと増えたら、そういう方がおられるようなことになるかもしれませんので、そのようなことにも留意しながら進めていただけたらと思います。ありがとうございました。</p> <p>次に移っていきます。協議事項（3）関係機関との連携というところで、こちらの方は香川県社会福祉協議会の十河委員お願いいたします。</p>
<p>協議事項（3）関係機関との連携について</p> <p>・県社会福祉協議会・医療機関、介護施設、障がい者施設・専門職団体・家庭裁判所</p>	
<p>十河委員 (県社協)</p>	<p>資料は12ページ目以降になりますが、香川県内の取組状況と東京の参考資料になります。資料2厚生労働省の成年後見制度利用促進に係る取組状況等についてと、資料3で、多度津町社協が作成された身寄りのない方に関わる支援者・機関のためのガイドラインに沿って説明したいと思います。12ページです。まず1点目が成年後見制度利用促進の動きということで、厚生労働省の資料でボリュームが大きいので、今回は全部細かくは見ませんが、確認させていただきたいと思います。表紙の裏の2ページをご覧ください。</p> <p>成年後見制度の利用促進に関しては、第2期の基本計画の中で今年がちょうど中間評価の年になっています。いろいろな会が厚生労働省の方でも開催されています。香川県の状況では、成年後見制度の利用促進の取組みに関して、いろいろな取組みの中心となる中核機関については、17の市町全てで設置されています。先ほどお話しがあった受任者調整会議も三豊市をはじめ、三豊市以外でもいろいろ取り組まれているということから、香川県内の取組みは全国的に見ても進んでいるのではと言われることが多いと思います。この第2期の計画について、一番大きなところはこの権利擁護の取組みは、地域共生社会の実現に向けた取組みであると打ち出されているということです。昨年度もご説明したかもしれませんが、ここが一番大きいところかと思います。</p> <p>資料の成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方の図の両手のところですが、右手側の権利侵害を受けた方の回復ということだけを目的にしているのではなくて、その方がより良く自分らしく生きるために、左手側の意思決定支援も同様に目的としています。意思決定支援は意思形成するところから一緒に関わる話だと思うのですが、そういった支援が権利擁護支援であるということがはっきりと打ち出され、それを具体的に実施するために、資料の下半分のところに具体的な施策がいくつか出されています。1つ目の成年後見制度の見直しに向けた検討に関しては、民法の</p>

改正のためまだ結論が出ておらず、あと数年かかるといふうに聞いています。昨年度もお伝えしたのですが、成年後見制度は一度成年後見人がつくと、基本的には本人の判断能力が著しく回復するとか、本人が亡くなるまではついているという制度です。仮に障害の方で親御さんが亡くなられ、相続のために後見人がつき、例えば制限をされるけれども、日常的ないろいろな支援に対しては成年後見人がいなくても暮らせる方がいらっしやった場合に、基本的に一度後見人がついたら外れない今の仕組みが、必要に応じて、その瞬間その時点だけ使えるような仕組みへの転換の検討であるとか、現在は類型が3つありますが、そういった類型を取っ払ってしまおうという、いろいろな検討がなされているというところです。単純に必要な時だけ使い、必要なくなればなくすという話ではないと思うので、ここについては時間をかけて議論されているのだと思います。

それから1の(2)〔資料2〕P2)に、総合的な権利擁護支援策の充実とありますが、成年後見制度だけが充実していく、進んでいくということをして成年後見の利用促進を目的にしているといけませんので、あくまで必要な人はきちんと使えるようにということと、成年後見制度以外で本人の生活をサポートするようなものをしっかり考えていくことが検討されています。これについては、全国一律の仕組みが難しく、それぞれの地域にあった形での実施ということが求められていくと思っています。そういうものを各市町の中核機関や県全体で協議して進めていこうと言われていています。それから資料2 ページ目のIIの施策2、3、4の今進められているそれぞれの取り組みが書かれてあるところをご覧ください。特に3の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりというのがまさしく、今日のような審議会やいろいろなところで実施されている会議だと思っています。ここは福祉に関する分野だけの話ではないと思うので、生活に関わる様々な関連分野の皆さんで協力して進めていけたらと思います。

3 ページ目以降については、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとして、これまでの取り組みがいくつか掲載されております。中核機関の設置状況、整備状況については、10 ページ目、11 ページ目のところに全国の状況が掲載されていますのでご覧ください。

12 ページ目については、地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況が記載されていますのでご覧ください。

今後の対応については14 ページをご覧ください。14 ページでは検討事項として、成年後見利用促進のための会議ではなくて、社会福祉法の改正を議論している地域共生社会の在り方検討会議というものがありますが、そちらでも実はこうした権利擁護のことも協議の内容に出ています。なぜかという、成年後見制度だけをどうするかということではなく、先ほどの三豊市の計画にもあったように、単身の高齢者、単身世帯が増えてくる中で、この先日本の社会がどうなっていくのだろうかということも含めた議論がなされているのです。新たな連携協力体制による生活支援や意思決

定支援の在り方について、特に高齢者に限定している話ではありませんが、本人がどう生きて、どう死んでいくのかということも含めた意思決定支援、意思形成支援をどうするのかということと、成年後見制度以外のいろいろな支援の施策の在り方の見直しがいられています。現在、日常生活自立支援事業も含めて利用者は増えてきており、ただ、それをカバーできるような体制は、社協も行政も含め、とても不安定な財源に基づいた仕組みになっていると思います。実は成年後見制度や日常生活自立支援事業以外の簡易な金銭管理の仕組みや入退院を支援するような生活支援、それから死後事務を含む生活支援の仕組みが必要ではないかということも含めて、検討されていると聞いています。このような仕組みを成年後見や日常生活自立支援事業を充実させる一方で、その他のものも含めた権利擁護体制をしっかりとつくっていかうということと、中核機関の役割をどう考えるのかということも議論に上がっているそうです。

先ほどの成年後見制度の見直しの話ですが、内容が具体的に進んだ場合に、仮に成年後見制度を使っていた方が制度を使わなくなった時に、その方の判断能力が回復したという話ではないとき、その方の地域生活をどのようにサポートするかという仕組みが充実していないと利用を終えることができないことも想定されます。例えば裁判所の方から「この方成年後見制度が終わりますが、その後の生活のサポートをどう考えますか。」ということも含めて、おそらく中核機関に求められる役割は今以上に大きくなる可能性があります、そうなった時に中核機関が今の位置づけだけで十分運用していけるのかどうかということも議論になっています。

この検討会の議論の中では、現在、中核機関は法的な位置づけをされていませんので、中核機関の法的な位置づけをしっかりとしてはどうかという意見も出ていたと聞いています。まだしばらくこのような検討会議が続きますので、いろいろな方向性がこれから示されると思いますが、一つは成年後見制度以外のところで、それぞれの地域での支援体制をどのようにつくっていくかが重要であるということ、もう一つは、成年後見制度自体の見直しがその中でなされるということかと思います。その他の資料につきましては後ほどご覧ください。

資料の12ページでは、香川県内の社協の取り組みを中心に報告したいと思います。日常生活自立支援事業を利用される方は、これも昨年度報告したと重複しますが、年々増加していることと、それから以前は認知症の高齢者の利用が多かったのですが、ここ数年で知的な障害、精神の障害ということで利用される方が増え、その利用割合が変わってきています。

それからご家族がいない、いても関わりが少ないという方が多いことから、本人がお亡くなりになった時に、社協でお預かりしている通帳等をお返しできない事例が、香川県内でも30件程度すでに発生しておりまして、弁護士会と司法書士会にご協力をいただき、その解決方法を検討して

いるところでは。

また、最近キャッシュレスの決済をされる方が増える中で、通帳を管理する成年後見も同じだと思っておりますが、通帳管理の難しさを感じるが増えています。これからの時代、このような財産管理や金銭管理の支援の在り方ということが課題になると思っております。他にも、金融機関が地域の中で統廃合して支店がなくなり、キャッシュコーナーもなくなり、住民側の視点での利便性が落ちています。細かいことですが、両替や金種指定をすると手数料が必要であり、社協の本人への支援にもやりづらさが出てきています。成年後見制度も 17 の市町の社協で法人後見の取り組みをしていることと、その上で市民後見人に関しては、参加支援・地域づくりという視点での取り組みとして紹介していますが、先ほど三豊市も市民後見人が誕生されているという話がありましたが、香川でも高松、丸亀、坂出、さぬき、東かがわで誕生しています。

今後の活動支援に向けた検討として、13 ページに先ほどの嶋田委員や西谷会長からお話があったようなことで、市民後見人がもう少し広域で活躍できるような環境整備ができないかということワーキングを作り進めています。養成研修を受講された方が、違う市町でも活動できる環境が必要ということと、その場合のバックアップの在り方も検討課題として入れています。香川県では、社協が後見監督をすることが多いのですが、高松市社協では 1 年間は後見監督をするけれども 1 年が終われば、監督自体は辞任をして、中核機関としてその市民後見人をバックアップする体制をとられているそうです。

またこれは、後見監督の在り方と合わせて、後見監督をする社協やこれから専門職の方に協力いただく場合の報酬助成の話に繋がりますが、各市町の成年後見利用支援事業の要綱の中に後見監督人の報酬助成について、対応可能などころとそうでないところがあるようですので、要綱の見直しとして環境整備を考えたいと思っています。

先ほどお伝えした成年後見制度以外のところでの取り組みとして、香川県内の中でも多度津町は、「身寄りのない方に関わる支援者・機関のためのガイドライン」[資料 3](#)を町と町社協とで作られ、琴平町、高松市社協では死後事務を含む生活支援の取り組みが開始されています。生きている時のいろいろな生活の支援や死後事務のためだけに何かするというのではなく、生きている時の支援から継続して最期まで本人に関わり続けるという取り組みもされています。資料として多度津町と多度津町社協で作られたガイドラインをお配りしていますが、これほどこか一カ所に負担を強いるというような話ではなく、関係機関でしっかり役割を確認しようということと、本人の意思確認シートとして、内容は本人が元気で自分のことを決められる間に、自分のことを考えることを進めませんかということで作られています。

おそらく各市町の包括では、いろいろな終活支援やエンディングノート

	<p>等、同様の取り組みも進められていると思うのですが、まず自分で考えてみようということを浸透させていく取り組みも大事だと思いますし、最終的には行政の方で対応されるかと思いますが、死亡時のいろいろな対応も含めて、本当に困った時にチームで考えようということで作られているものです。このようなガイドラインを他の市町でも作っていかうかという話もお聞きしていますので、参考資料としてつけています。また、観音寺市にある医療機関で作成された、身寄りのない方への治療をどうするかというガイドラインもつけています。身寄りがないから成年後見制度を使うという話ではなくて、身寄りがあってもなくても必要であれば後見制度を使うことが必要ですし、施設に入所する際の保証ということでの成年後見制度の利用に話が進んでしまうのはいかななものかとも思いますので、本当に必要に応じて使われる仕組みとして考えられたらと思います。</p> <p>最後に 14 ページで先ほどご紹介した、高松市、琴平町社協の生活支援・死後事務の概要を入れていただきますのでご覧ください。対象にしている層が、高松と琴平とでは違いますが、本人の財産からいろいろな利用料を支払っていただく仕組みです。先ほどお伝えしたように死後事務だけを行うのではなく、生活支援から亡くなられた時の対応ということで、香川県内でもこのような支援の対応についての勉強会も行いつつ、必要に応じてこうした取り組みができるようにと考えているところです。県社協としての情報提供ということでご説明しました。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。県社協からのご説明に対してご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>香川県内の状況をいろいろ聞かせていただくと興味が湧いてきました。皆さん、もっと知りたいとおそらくそんな思いになったと思うのですが、時間の関係もありますので、ご質問、ご意見等がなければ次に進めさせていただきます。</p> <p>今、関係機関との連携ということで、県社協の十河委員から説明いただきましたが、他の関係機関として医療機関、介護施設、障害者の方々の施設、専門職団体もございまして、今日は参集されています委員の皆さんの方から一言でも結構ですので、ご意見いただけたらと思います。お願いします。</p>
秋月委員 (県弁護士会)	<p>弁護士会は、後見人の受任団体であり、後見人の名簿としては 70～80 名を常時登録できているという状況です。最近はやあとなあの受任も増えていると話があったように、後見の件数も増えておりますが、名簿を一回りするというだけでもないので受けられています。</p> <p>連携についてですが、法律専門職ではありますが、本人の支援には必ず福祉や医療の支援も必要ですので、引き続き連携できればと思っています。また後見を受任している中で意思決定支援が大切という話は、もう重々承知しているところなのですが、もっと早めに、いろいろ決められる</p>

	<p>時に決めていけたらいいのかなというようなこともあります。後見人としてチームで連携して支援はするのですが、なかなか難しい局面もあります。多度津町が作られたガイドラインにある、エンディングノートのような項目がありますが、そういうものを早めに、私たち後見人の初動でもですし、医療や介護の現場の早い段階、要支援の段階などでも案内ができたらいいいのかなと思っています。</p>
<p>前田委員 (市民生委員会)</p>	<p>非常に個人的な体験になるのですが、兄が病気のためにできないということで、私自身が昨年申立て成年後見人になりましたが、その方の相続放棄の件でいろいろな書類がわからなくて、そういう場合に市等で支援していただけるかどうか教えていただきたいのと、親族の後見人の割合はどのくらいいるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>三豊市でその親族後見と専門職後見がどのくらいの割合でいらっしゃるのかということについては把握できておりません。全国の情報については、親族以外の専門職の後見人が多い状況であると思います。後見人支援に関しましては、三豊市の場合、地域包括支援センター、福祉課、三豊市社会福祉協議会にご相談いただければ、必要な支援や機関を紹介する等の支援をしております。</p>
<p>小野委員 (市社協)</p>	<p>先ほど、市民後見人について嶋田から報告させていただきましたが、前田委員も言われたように、私も市民後見人ではなく親族の後見をしたことがあります。私の父親が親類の後見人をしていましたが、父が高齢になりその後、私が引き受け後見人となりました。改めて市民後見人の活動をとらえてみると、その方の身の周りの全ての情報が後見人に上がってくるということで、私はたまたま親族でしたので、もともと、生い立ちから全て知っていましたので、問題というか違和感もなかったのですが、やはり、今日の話の中でもありましたが、後見人があまり近過ぎると両方ともがやり辛さを感じるのではないかと改めて感じました。今後は広域的に後見人の育成をしたり、派遣をしたり受任したりするような枠組みも必要かなと思いました。それから三豊市ではSさんが市民後見人第一号ですので、やはりこういう方の活躍を広く知っていただき、地域で市民後見人活動をしたいという方が増えるような、発信をしていかなければならないと、両方思った次第です。</p>
<p>嶋田委員 (市社協)</p>	<p>先ほど受任者調整会議の話の中でもあったのですが、後見人になっていると支援機関の方と連携して、協力しながら本人の支援を行っていきますので、双方の役割をはっきりしないといけないところもありますし、逆にゆるぎたるぎがあって関係性が良好な上で支援をすることは、本人にとって、いい支援につながると思いますので、支援機関と後見人、本人との良い関係での支援の在り方というものについて、また関係者間で協議する機会や勉強する機会があっても良いと思います。</p>
<p>十河委員</p>	<p>先ほどの前田委員の話についてですが、市でもご相談を受けられると思</p>

<p>(県社協)</p>	<p>いますし、県社協の方でも親族後見の方のご相談は一緒に考えさせていただけます。専門職の方のバックアップもありますので、専門職のご相談の場と職員のご相談の場と両方、市の方でも県の方でも対応できるかと思っておりますのでお願いします。</p> <p>また、今日のような審議会の中で協議され、せっかくいろいろな話題や課題も出ていますので、現場に近いところでの作業部会や勉強会のようなものを三豊市でも今後検討され、もし具体的に県社協として対応が必要なことがあれば協力する方策も考えられると思いましたので追加で発言させていただきました。</p>
<p>松岡主席書記官 (オブザーバー)</p>	<p>家庭裁判所としましては、それぞれの役割を踏まえた相互理解に基づく連携の取り組みをさせていただいているところです。</p> <p>本日も、いろいろな取り組みの話をお伺いしましたが、参考となるお話もたくさん伺うことができました。受任者調整会議の運用についても例年伺っているところですが、十分な検討がなされた上で、適切に申立てに繋がっているのだろうという感想を持ちました。市民後見人の育成についても順調に進んでいるところであり、今後市民後見人だけでなく、支援員等の活躍も含めて引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>本日は、改めて、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの重要性に改めて気付かされる内容でした。引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
<p>大塚委員 (三・観医師会)</p>	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、昨年末に施策を推進する基本計画が示されました。</p> <p>基本計画では、本人の意思の尊重等をどうするのか、認知症観を変える必要がある。認知症のイメージが悪く、聞いても答えられないというようなイメージを持っておられる方は、結構いると思ひます。後見人等にはそういう考えを変えていただきたいし、ネガティブなところだけではなく、ポジティブなところに目を向けられると、本人とも良好な関係づくりができます。また、成年後見制度を利用することがゴールではないわけで、最終的には本人の幸せな状況にどれだけ近づけていくかということになりますので、ネガティブなところだけ見るというよりは良いところを活かして豊かな生活をしていく、そういうことが認知症医療でも成年後見でも徹底できればいいかなというふうにも感じています。</p>
<p>三瀬委員 (県福祉士会)</p>	<p>私事ですが、5年前に父が脳出血で倒れたときの話になりますが、母は父から「もう延命治療はしないでくれ。」と事前に言われていたそうです。今、私もいろいろ悩みながら後見人として受け持っている方の支援をしています。やはり最期のところの対応は、大塚委員も言われたように早めに確認しています。本人がどのような最期を迎えたいかというところを、被後見人に早めに伺いどのように最後を迎えたいかというお話をお聞きします。判断能力や理解力が低下していても話してくださる方がたくさんいらっしゃいますので、そのようなところを大事にしながら、今後の支</p>

	援をすることが大切だと感じています。
筒井委員 (介護サービス事業者協議会)	私は介護施設におりますので、最初に「身寄りがない人の施設入所の際に、成年後見制度の利用を求められる」という話がでましたが、施設としては、利用者さんが受診する時に医療機関から「家族や誰か判断できる人を」ということを強く求められるのが一番困ります。昔から比べると、成年後見制度について理解がある医師も増えていきますので、そのまま進めていただけることもあるのですが、いまだに押し問答しながら対応することもあります。一番困る立場になるのは医療機関に連れて行った職員になりますので、そのような面からも、もう少し成年後見制度をいろいろな機関等に知っていただけたらと願っております。
高木委員 (三・観自立支援協議会)	三観地域自立支援協議会の部会の中で、成年後見とか権利擁護を扱っているものがないので、今回お話を聞かせていただいて、その大事さを改めて感じました。香川県の自立支援協議会の中では、権利擁護部部会があります。三観地域自立支援協議会から1名参加しています。その当たりの情報も周知していく必要があると思いました。意思決定支援においては、私も普段相談支援専門員をしており、日常生活を支援していく上で、利用者の意見を一番キャッチできる立場でありますので、その辺はしっかり自分の中でも対応していかなければと改めて感じています。 多度津町のガイドラインなのですが、すごくわかりやすくまとめられてあって、ぜひ私たちも早い段階で説明できる、こうしたガイドラインがあれば助かると改めて思いました。今日は勉強させていただきました。ありがとうございました。
西谷会長	ありがとうございました。その他について、事務局の方から何かありましたらお願いします。

4. その他

事務局	その他について、本審議会の令和4年度、令和5年度において、委員より「後見人の職務範囲は広く、本人の支援のために様々なことに取り組んでいますが、その中で在宅の本人が入所した後、自宅へ帰る見込みがない時にご本人の自宅が空き家となって、その管理について課題がある」と意見をいただいております。本日は建築住宅課の松岡より情報提供させていただきます。
松岡 (建築住宅課)	三豊市で実施している空き家等対策に関する取り組みをご紹介します。 三豊市では三豊市空き家等対策計画に基づき、空き家等の管理や処分に関して支援事業を実施しています。住環境の向上のため、老朽化が進んだ空き家の解体に関して、「老朽危険空き家支援事業」を構えており、最大で解体経費の80%を補助するメニューがあります。 また除却するのではなく、空き家をそのまま売却する場合、その空き家が居宅でしたら、「三豊市空き家バンク制度」を活用し、次にその空き家

	<p>を利用される方を探すお手伝いをさせていただいております。</p> <p>空き家を処分するのではなく、所有権はそのまま管理を続けていく場合は、「三豊市空家等管理事業者登録制度」を構えており、空き家等に関する管理等の業務を行っている業者を紹介しております。ただ本制度は業者の申請に基づく登録制ですので、市内すべての業者を網羅しているわけではありません。</p> <p>空き家の問題となると不動産処分に関わってくるケースも多く、個人の財産に大きな影響を及ぼすこともあります。大きな決断が伴うことですが、空き家は放置して状態が良くなることはありません。後見人として活動されている方にとって、不動産管理は大変大きな課題として聞いております。今回の紹介が直接その解決策には至らないケースもあるかとは思いますが、後見人等になった方で空き家について悩んでおられる方がいらっしゃる場合は、建築住宅課にてご相談いただければと思います。</p>
西谷会長	<p>今の説明に対して質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。特にはございませんでしょうか。</p> <p>では進行の方を事務局へお返しいたします。</p>

5. 閉会

行政 田中部長	<p>会長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、本会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。先生方の意見を聞いて、あっという間に時間が過ぎてしまいましたが、三豊市でも会議の中でも話が出ましたが、認知症高齢者あるいは単身世帯の高齢者が非常に増えています。これは本市に限ったことでなく、県内の他でもそういう状況でございます。そういう中で、高齢者に対する施策にどう取り組んでいくか、その中の一つとしての後見制度について、これからも ニーズは非常に増えてくるという状況でございます。そういう中で、本日の委員の皆様からそれぞれのお立場でいろいろなご意見をいただきました。三豊市の方でも市民後見人が誕生したということでございますが、お話を聞きますと、やはり非常に身近であればあるほどやりにくいといった課題もあるようです。また身近なところだけではなく、圏域を超えた支援についての在り方も課題であるとお聞きしましたので、今後本当に制度を必要とする方が適切に利用できるように、継続的な取り組みについて市としても考えていきたいと思ひます。また委員の皆様のご意見、ご支援もいただきながら、これらの制度について取り組みを進めてまいりたいと思ひますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。</p>
事務局 司会	<p>以上をもちまして、令和 6 年度三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。長時間の審議ありがとうございました。交通にはお気をつけてお帰りください。</p>